

「長岡京市 CO₂削減倶楽部」運営規約

(目的)

第1条 長岡京市 CO₂削減倶楽部（以下「倶楽部」という。）は、太陽光発電設備をはじめとする再エネ・省エネ機器を設置した倶楽部の会員（以下「会員」という。）の住宅において創出された、温室効果ガス排出削減の環境価値の提供を受け、京都環境行動促進協議会が運営する京都独自クレジット（以下「京-VER クレジット」という。）の認証に付す。そしてそれらの売却益を、本市の環境保全事業に活用し、もって、未来の子どもたちが心の安らぎと豊かさを得られる“環境の都”長岡京の実現に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第2条 前条に規定する目的のために、倶楽部は下記に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 京-VER クレジットの認証申請及び認証された京-VER クレジットの売却に関すること
- (2) 京-VER クレジットの売却益を長岡京市環境基金へ提供し、もって環境保全事業への活用とすること

2 前項に規定する活動に係る事務は、第9条に規定する事務局が行う。

(入会資格)

第3条 倶楽部の入会資格は、次のとおりとする。

- (1) 長岡京市が事業者と締結する「CO₂ゼロで行うごみ収集事業協定」に基づき、当該事業者から太陽光発電設備を設置した者、又は、長岡京市が実施する COOL CHOICE 実践補助金を利用して再エネ・省エネ機器を設置した者
- (2) 発電量等を表示、又は、データ出力できる機器を有し、発電・売電実績の報告に協力できること。

(入会申込)

第4条 倶楽部に入会しようとする者は、「長岡京市 CO₂削減倶楽部入会申込書兼同意書(事業者経由様式)」(別記様式第1号)、又は、「長岡京市 CO₂削減倶楽部入会申込書兼同意書(補助金利用者様式)」(別記様式第2号)を倶楽部の運営事務局に提出するものとする。

(会費)

第5条 倶楽部の会費は、無料とする。

(退会)

第6条 会員は、いつでも倶楽部を退会することができる。この場合において、会員は、倶楽部の運営事務局に「長岡京市 CO₂削減倶楽部退会届」(別記様式第3号)を提出するものとする。

2 会員は、第3条に規定する設備の撤去、若しくは、15年の経過のいずれか早い方の事象をもって自動的に退会するものとする。

3 倶楽部は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第3条に規定する入会資格を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的に著しくふさわしくない行動をとった場合

(会の存続期間)

第7条 倶楽部の存続期間は定めない。ただし、時代の趨勢により、第1条の目的を達成する手段として馴染まなくなった場合には、倶楽部を運営する事務局の判断で、会を解散することがある。

(個人情報等の取り扱い)

第8条 会員から提供を受けた個人情報等は、倶楽部の業務遂行のためのみに利用する。

(事務局)

第9条 倶楽部の運営事務局は、長岡京市の温暖化対策を所管する部署に置く。

附 則

この規約は、令和4年5月24日から施行する。